

| | |
|--|--|
| | る我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保する。 |
|--|--|

| | |
|-----------------------|--|
| 戦略重点科学技術の該当部分 | ⑦世界最高水準のライフサイエンス基盤整備 |
| 「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分 | 国際的優位性が高いデータベースや、国際協力等の観点から我が国で整備しておくべきデータベースを対象とした、蓄積された生命情報データの利活用に必須である統合的なデータベース整備に向けた研究開発 |
| 推進方策 | (2) 臨床研究推進のための体制整備 |

(2) イノベーション 25 (社会還元加速プロジェクト) との関係 (該当部分)

| | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| イノベーション 25 | 4. 世界的課題解決に貢献する社会 5. 世界に開かれた社会 |
| 社会還元加速プロジェクトに該当するか否か。 | 一 |

(3) 革新的技術戦略との関係 (該当部分)

| | |
|-------|--|
| 目標 | (i) 産業の国際競争力強化 (ii) 健康な社会構築 (iii) 日本と世界の安全保障 |
| 革新的技術 | 感染症ワクチン開発技術 |

(4) 科学技術外交との関係 (該当部分)

| |
|---|
| 第3章 科学技術外交の具体的かつ戦略的な推進 2. 我が国の先端的な科学技術を活用した科学技術協力の強化 (1) 国際共同研究等の主導的な実施 |
|---|

(5) 事業の内容 (新規・一部新規・継続)

| |
|--|
| A. 一般公募型 |
| (1) 技術移転に関する研究 |
| アジアやアフリカ等の開発途上国の保健分野における開発に、我が国の科学技術力を移転し、途上国の健康向上のみならず、我が国の優れた科学技術に対する国際的なブランドイメージを確立するとともに、我が国が各国にとって信頼されるパートナーとなるよう、国際的な存在感（プレゼンス）を高める。 |
| a) 母子保健 |
| 戦後、日本においては、母子保健の増進と結核をはじめとする感染症対策を中心に取り組み、保健システム強化や学校保健等を徹底する包括的な施策等と相まって、国民全体の健康の増進につながった。こうした自らの発展の経験を、より積極的に開発途上国と分かち合うための研究を行う。 |
| b) 国際保健課題としての「水」対策 |
| 「水」については、日本では 99% の人が安全な飲み水入手することができるが、サハラ以南アフリカでは 37% にとどまる。ダボス会議において福田首相が G8 サミットで「水」に焦点をあてたいと言及したところであり、保健問題の根幹に関わる問題として技術移転促進研究を行う。 |
| c) 国際保健課題としての道路交通安全 |
| 道路交通安全については、外傷の疾病負担の軽減という観点により、健康問題として非常に重要である。日本におけるこれまでの取組を、保健衛生の観点により諸外国への |

貢献に資するよう、研究を行う。

d) 国際保健分野における先端的科学技術の活用

マラリアに対しては、日本における先端的な科学技術を活用し、マラリアのワクチンやマラリアから防護する蚊帳等の開発等を行っているところであるが、こうした途上国において死者の多い疾患対策に資するよう、開発途上国への技術協力の強化を目的として先端的な科学技術開発を行う。

e) 人材育成

これまで日本においては二国間協力等を通じ医療従事者の育成を行ってきた。この経験を活用し、我が国が主導して、開発途上国の人材育成とその課題対処能力の向上を図るための、人材育成研究を行う。

(2) ボーダレス保健課題研究

北海道洞爺湖サミットにおける最大のテーマである気候変動問題について健康影響が危惧されているところであるが、その知見は世界的にほとんどない状況である。気候変動と健康に関する、生物学的・疫学的知見の集積を行う。

(3) 国際会議における効果的インターベンションのあり方に関する研究（地球規模保健課題対応力養成研究）

国際会議の場で扱われる議題の世界的トレンドのレビュー、国際会議でのキープレーヤーのキャリアパス、OJT、サポート体制についての分析、日本の保健専門家、研究者の分野別データベース作成、実践的な分野別タスクフォースの構築を通じて、国際会議の場で日本の国益を確保しつつも適切な提言を行いうる人材育成・組織構築を目指す。

B. 指定型

(4) 日中韓大臣声明に基づく医薬品の民族差に関する国際共同臨床研究

「日中韓三国保健大臣会合共同声明」の実現に向け、国際共同開発及び臨床データ共有を推進するため、各国の規制制度の範囲内で民族的要因等を明らかにするための研究を行う。

(5) 国際保健分野における人材育成の在り方に関する研究（地球規模保健課題対応力養成研究）

学際的な国際保健分野の専門家育成のためのシステム確立のため、欧米、アジア等の公衆衛生大学院におけるカリキュラムの分析、大学院生のキャリアパス・構想の分析、学位取得者の追跡調査・分析等を通じ、人材育成プログラムの開発を行うとともに、人材養成プログラムにおける講師陣・フィールド確保データベース作りの基礎研究を行う。

C. 若手育成型

地球規模保健課題に取り組む若手研究者を育成するため、新たに課題として注目されている国際保健分野（HIV/AIDS、精神疾患等）に関する若手育成型研究を設置する。

(6) 平成21年度における主たる変更点

日本が蓄積してきた知見・経験を活かし、また先端的な科学技術を活用して科学技術協力を強化する等により、保健分野において国際的に貢献し、日本のプレゼンスを高めることを目的として、地球規模保健課題推進研究を新設する。

(7) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

当研究事業は、省内外の地球規模保健課題関連部局（健康局結核感染症課・水道課、雇用均等児童家庭局母子保健課等）と調整を行い、国際保健の切り口による研究を行う。なお、新興再興感染症対策については、危機管理の観点等から、国内施策と一体的な関係であることから、健康局結核感染症課の所管する研究事業において国際的な研究を行う。

(8) 予算額（単位：百万円）

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21（概算要求） |
|-----|-----|-----|-----|-----------|
| — | — | — | — | 未定 |

(9) 19年度に終了した研究課題で得られた成果

平成21年度からの新規事業であるが、平成19年度に行われた社会保障国際協力推進研究における主な成果としては以下のようなものがある。

- ・途上国における医療安全の確保に関する取組の現状等について、WHO、WPRO、医療の質・安全学会と協力して国際シンポジウム及びワークショップを開催した。
- ・保健医療分野の各種国際イニシアティブ、保健医療分野で活動する国際機関や国際的基金等の活動内容や意志決定メカニズム等に関して分析した。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

地球規模の課題として国際保健分野の比重が増してきており、厚生労働省が自らの知見をもとにより強力に保健分野において国際協力をを行うことが求められている。加えて、新型インフルエンザをはじめとする健康危機管理やたばこ枠組み条約、医薬品の知的所有権をめぐる協定等、厚生労働行政の遂行にあたっては、国際的な諸要素を考慮し、国際協調を行わなければならない局面が増加してきており、関係各国と国際共同研究に取り組むべき課題もある。

このため、WHO等の国際機関も含め、国際的な動向を把握し、また国際的課題についての研究成果を行政施策としてより強力に活用するため、国際機関等との連携を有機的に図る必要がある。

さらに、現在、国際協力の推進体勢について世界的に大きな変革がみられ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やGAVI(Global Alliance for Vaccine Initiative)等、既存の国際機関や二国間協力の枠組みにとらわれない、NGOや民間基金といった市民社会がより深く参画する新たな官民協力(Public-Private Partnership)の形態が台頭し始めており、国際機関のメジャードナーとして、また、科学技術・社会保障政策先進国として、このような新しい枠組みをも含めた国際的な枠組みに対してどう対処すべきか戦略的な対応が求められている。一方、近年、我が国のODA予算は減少傾向が続いている。限られたリソースの中で、より効果的・効率的な国際協力を実施し、我が国の貢献とプレゼンスを維持・強化する方策を検討していく必要がある。

(2) 研究事業の効率性

本研究事業の公募課題は、省内関係部局と調整の下、公募課題を決定し、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携を図る。また、適切な事前評価・中間評価により、効率よく、優れた研究を採択し、毎年度、研究成果をとりまとめた報告書を作成するとともに、事後評価を行うことにより、効率的な研究事業を実施する。

(3) 研究事業の有効性

公募課題決定、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を実施する。また、若手育成型研究を導入し、長期的な視点で当該分野の若手人材の育成を図る。

(4) その他

途上国において医療安全対策に関する社会の認知度と医療者の理解度は低い傾向にあるが、医療過誤の状況調査等を通して、医療の質と安全の確保に関する啓発が進みつつある。また、社会的健康決定因子(SDH)に対する政策的取り組み研究では、WHOの「社会的健康決定因子に関する委員会」とのネットワーク構築、東アジア諸国との連携を通じて、東アジア型のSDHモデルを構築していく予定である。